

議 長 確認印	
------------	--

議会運営委員会会議録

1 日 時	開会 令和4年6月14日 14:00 (本会議その後の全協終了後) 閉会 令和4年6月14日 14:35
2 場 所	委員会室
3 出席委員	鈴木 茂、吉田克則、青砥與藏、下重義人、七宮広樹
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	副議長
6 職務出席者	議長、事務局長、書記
7 付議事件	第1 令和4年第3回埴町議会定例会の検証について 第2 その他
8 議事の経過	<p>吉田克則副委員長による開会 鈴木茂委員長によるあいさつ</p> <p>第1 令和4年第3回埴町議会定例会の検証について</p> <p>委員長：今回一般質問11人行ったが、非常に良かったと思う。他町では2人というところもある。</p> <p>七宮委員：活発な議会ということだと思う。ただし、内容と時間をもうちょっとうまく活用できなかったかを感じている。</p> <p>委員長が、発言内容についての議運開催をすぐ求め、その後の手続きをとったことは議運の意義を示せた。</p> <p>委員長：通告の時間の設定について、きちんとできていなかったことを議運として反省している。通告内容により時間長い・短い等、次回から検討するようにしたい。</p> <p>七宮委員：今回、執行部入れ替えがあり丁寧な説明はいいが、答弁に時間を取られて質問の時間が足りなくなってしまう。答弁は簡略化してほしい。</p> <p>委員長：一般的に課長の答弁が長いと感じた。</p> <p>下重委員：新任課長や入れ替えが今回多く、一生懸命やろうという姿勢だと思うので、答弁が長くなったのは仕方ないと思う。</p> <p>通告外の質問を議長が許可したことについて、関連した内容ならよいがかけ離れた質問はいかがなものか。</p> <p>議長：関連した質問かどうかを事前に聞く必要があるかどうか。通告外であっても、執行部とのやりとりは1回だけとすれば支障ない。</p> <p>委員長：内容によっては執行部が答弁できない場合がある。</p> <p>下重委員：庁舎に関しては他の議員が通告しているのに、通告外で質問するのはいかがなものか。</p> <p>青砥委員：議会だよりだが、通告外の内容掲載はどこまで許されるのか。</p> <p>下重委員：掲載は認められない。</p> <p>委員長：そのとおりである。</p> <p>七宮委員：議場にてタブレットの着信音が鳴っていた。注意願いたい。</p>

七宮委員：議長が執行部で誰が答弁するか分からず、スムーズに進まない場面もあった。答弁する課長は「議長」という一声あった方がよいのでは。

議長：答弁する課長は手を挙げているのですぐ分かる。執行部側に時間があったためである。

委員長：傍聴アンケート結果の中に「答弁者（職員）の名前を言ってから答弁してほしい」というのがある。

議長：分かっている名前をわざわざ言う必要はないのではないか。「(例) 総務課長」でよいと思う。

七宮委員：議員の中で、他の町村の議会を見てみたいという声がある。4町村の一般質問の日程を教えてください。

副委員長：検証が不足しているとの指摘がある。議員各位においては、タブレット・あずけ～る、ホームページで議会検証結果を確認いただきたい。

事務局長：全議員へは、会議録を「あずけ～る」に掲載したことを毎回メール通知している。

副委員長：一般質問のときに、議員としての資質に欠ける発言やヤジがある。注意しておくべき。

委員長：一般質問は、質問議員以外の議員は発言できない。

下重委員：ヤジはつきものというが、埴町議会においてはヤジは一切認めないとしてどうか。

議長：応援や同意するようなものなら良いのでは。悪いヤジはダメである。

七宮議員：青砥議員のときのヤジはよくなかった。

議長：目に余るようなものについては、今後注意していきたい。

副委員長：本人に言うておく必要があると思う。

議会本来の性質・内容があやふやになっている。基本条例を制定したのだから、確認の意味でも研修・勉強会を行っては。

委員長：機会を設けて開催していきたい。

会期の日程は問題なかったか。

(問題ないとの声あり)

委員長：その他ないので終了する。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第 27 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議会運営委員長